

香芝市監査委員告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年11月15日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：生活安全部 生活安全課>

- 1 監査実施年月日 令和5年1月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年3月27日
- 3 措置状況通知 令和5年11月15日 香生第128号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
<p>地方公共団体が徴収する使用料について、地方自治法第228条第1項により、使用料に関する事項については条例で定められなければならないと規定されている。また、使用料条例には、その金額、徴収の時期、方法等その他、減免の方法、程度等を規定するのが適当と解されている。</p> <p>近鉄五位堂駅北自動車駐車場の使用料は、香芝市自動車駐車場条例（以下「自動車条例」という。）及び香芝市自動車駐車場施行規則（以下「自動車規則」という。）に基づいて、徴収されているところであり、自動車規則第9条には使用料の不徴収に関する規定が設けられている。当該駐車場使用料を徴収しない場合は、その可否を自動車規則第</p>	措置済	令和5年6月14日 施行済 香芝市自動車駐車場条例第9条第2項において使用料の免除を定めていることから、香芝市自動車駐車場条例施行規則第9条第3項を削除した。

9条の規定と照らし合わせて判断することになるが、そもそも本来徴収されるべき使用料を裁量により不徴収にするのであれば、それは使用料の免除に該当し、その規定は規則ではなく、条例に定めるのが適当であると考ええる。

以上のことから、自動車規則第9条にある使用料の不徴収に関する規定については、その要否を実務と照らし合わせて検討し、減免の必要性があれば、自動車条例に規定されたい。